# 監理団体の業務の運営に関する規程

事業所名 首都圈物流事業協同組合

## 第1 目的

この規定は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する 法律及びその関係法令(以下「技能実習関係法令」という。)に基づいて、本事 業所において監理事業を行うに当たって必要な事項について、規程として定め るものです。

# 第2 基本理念

本事業所は、技能実習が労働力の需給の調整の手段として行われてはならないことを深く自覚するとともに、技能等の適正な修得、習熟または熟達のために技能実習が行われる環境を整備し、かつ、技能実習生が技能実習に専念できるようにその保護を図る体制を確立することを基本理念とする。

# 第3 監理団体の責務

- 1 本事業所は、一般監理事業、特定監理事業の区分に従って、監理事業を行う。
- 2 本事業所は、実習実施機関に対し、中立的な立場で指導監督を適切に行う。
- 3 本事業所は、監査の実施方法や手順を定めたマニュアル等を策定し、監査を 担当する職員に周知する。
- 4 本事業所は、実習実施機関の技能実習責任者、技能実習指導員、生活指導員等に対し、毎年、研修の実施やマニュアルの配布等の支援を行うこととする。
- 5 本事業所は、自己の責任をもって監理事業を行うものとし、監理事業を第三者に委託することはない。監理事業を行うにあたって付随的に発生する補助的業務については第三者に委託することはあるが、その場合にも本事業所が監理責任を免れることは無い。

# 第4 求人

1 本事業所は、(取扱職種の範囲等)の技能実習に関するものに限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理します。ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合、その申込みの内容である賃金、労働時間その他の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適当であると認める場合、又は団体監理型実習実施者等が労働条件等の明示をしない場合は、その申込みを受理しません。

- 2 求人の申込みは、団体監理型実習実施者等(団体監理型実習実施者又は団体監理型実習実施者になろうとする者をいう。以下同じ。)又はその代理人の方が直接来所されて、所定の求人票によりお申込みください。なお、直接来所できないときは、郵便、電話、ファックス又は電子メールでも差し支えありません。また、その申込みの内容が法令に違反する可能性がある場合に、当該申込みを受理しないことがあります。
- 3 求人申込みの際には、業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件をあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用により明示しなければならないただし、紹介の実施について緊急の必要があるため、あらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、本事業所の承諾を得たうえで当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示しなければならない
- 4 求人受付の際には、監理費(職業紹介費)を、別表の監理費表に基づき申し受けます。いったん申し受けました手数料は、紹介の成否にかかわらずお返しいたしません。
- 5 求人の申込みを受理したあとに、当該求人の申込みの内容が法令に違反することが発覚したときは、本事業所は実習実施機関に対し、技能実習生の紹介をいたしません。また、求人の申込みを受理したあとに、当該求人の申込みが法令に違反する可能性があることが発覚したときは、本事業所は実習実施機関に対し、技能実習生の紹介をしないことがある。

# 第5 求職

- 1 本事業所は、(取扱職種の範囲等)の技能実習に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。ただし、その申込みの内容が法令に違反するときは、これを受理しません。また、その申込みの内容が法令に違反する可能性がある場合に、当該申込みを受理しないことがある。
- 2 求職申込みは、団体監理型技能実習生等(団体監理型技能実習生又は団体 監理型技能実習生になろうとする者をいう。以下同じ。)又はその代理人(外 国の送出機関から求職の申込みの取次ぎを受けるときは、外国の送出機関) から、所定の求職票により別紙⑤お申込みください。郵便、電話、ファック ス又は電子メールで行うものとする。
- 3 求職の申込みを受理したあとに、当該求職の申込みの内容が法令に違反することが発覚したときは、本事業所は技能実習生に対し実習実施先の紹介をしないものとする。また、求職の申込みを受理したあとに、当該求職の申込みが法令に違反する可能性があることが発覚したときは、本事業所は技能実習生に対し、実習実施先の紹介をしないことがある。

## 第6 技能実習に関する職業紹介

- 1 団体監理型技能実習生等の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう努めるものとする。
- 2 団体監理型実習実施者等の方には、その希望に適合する団体監理型技能実習生等を世話する事ができるよう努めるものとする。
- 3 技能実習職業紹介に際しては、団体監理型技能実習生等の方に、技能実習に関する職業紹介において、従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合には電子メールの使用により明示します。ただし、技能実習に関する職業紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行います。
- 4 団体監理型技能実習生等の方を団体監理型実習実施者等に紹介する場合 には、紹介状を発行します。その紹介状を持参して団体監理型実習実施者等 との面接を行うこととする。
- 5 求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって技能実習に関する職業紹介の労をとるものとする。
- 6 本事業所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業 閉鎖の行われている間は団体監理型実習実施者等に、技能実習に関する職業 紹介をいたしません。
- 7 就職が決定しましたら求人された方から監理費(職業紹介費)を、別表の監理費表に基づき申し受けます。

# 第7 団体監理型技能実習の実施に関する監理

- 1 団体監理型実習実施者が認定計画に従って技能実習を行わせているか等、 監理責任者の指揮の下、主務省令第52条第1号イからホまでに定める方法 (団体監理型技能実習生が従事する業務の性質上当該方法によることが著 しく困難な場合にあっては、他の適切な方法)によって3か月に1回以上の 頻度で監査を行うほか、実習認定の取消し事由に該当する疑いがあると認め たときは、直ちに監査を行うことにする。当該監査の結果については、当該 監査の終了後遅滞なく、省令様式に従って監査報告書を作成の上、監査対象 の実習実施機関の所在地を管轄する機構の地方事務所または支所の指導課 に提出するものとする。
- 2 第1号団体監理型技能実習に係る実習監理にあっては、監理責任者の指揮

の下、1か月に1回以上の頻度で、団体監理型実習実施者が認定計画に従って団体監理型技能実習を行わせているかについて実地による確認(団体監理型技能実習生が従事する業務の性質上当該方法によることが著しく困難な場合にあっては、他の適切な方法による確認)を行うとともに、団体監理型実習実施者に対し必要な指導を行います。訪問指導を行った結果については、指導の内容を記録した訪問指導記録書を作成して本事業所に備え付けるとともに、その写しを事業報告書に添付して、毎年4月1日から5月31日までに、外国人技能実習機構の本部事務所の審査課に提出するものとする。

- 3 技能実習を労働力の需給の調整の手段と誤認させるような方法で、団体監理型実習実施者等の勧誘又は監理事業の紹介をしません。
- 4 第一号団体監理型技能実習にあっては、認定計画に従って入国後講習を実施し、かつ、入国後講習の期間中は、団体監理型技能実習生を業務に従事させません。
- 5 技能実習計画作成の指導に当たって、団体監理型技能実習を行わせる事業 所及び団体監理型技能実習生の宿泊施設を実地に確認するほか、主務省令第 52 条第8号イからハに規定する観点から指導を行います。
- 6 技能実習生の帰国旅費(第3号技能実習の開始前の一時帰国を含む。)を負担するとともに技能実習生が円滑に帰国できるよう必要な措置を講じます。
- 7 団体監理型技能実習生との間で技能実習関係法令に反する内容の取決めは もちろん、技能実習計画と反する内容の取決めをしない。
- 8 実習監理を行っている団体監理型技能実習生からの相談に適切に応じると ともに団体監理型実習実施者及び団体監理型技能実習生への助言、指導その 他の必要な措置が講じます。
- 9 本事業所内に監理団体の許可証を備え付けるとともに、本事業所内の一般 の閲覧に便利な場所に、本規程を掲示します。
- 10 技能実習の実施が困難となった場合には、技能実習生が引き続き技能実習 を行うことを希望するものが技能実習を行うことができるよう、他の監理団 体等との連絡調整等を行います。
- 11 上記のほか、技能実習関係法令に従って業務を実施します。

#### 第8 監理責任者

- 1 本事業所の監理責任者は、宮田 靖央です。
- 2 監理責任者は、以下に関する事項を統括管理します。
  - (1) 団体監理型技能実習生の受入れの準備
  - (2) 団体監理型技能実習生の技能等の修得等に関する団体監理型実習実施者への指導及び助言並びに団体監理型実習実施者との連絡調整

- (3) 団体監理型技能実習生の保護
- (4) 団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報の管理
- (5) 団体監理型技能実習生の労働条件、産業安全及び労働衛生に関し、技能 実習責任者との連絡調整に関すること
- (6) 国及び地方公共団体の機関、機構その他関係機関との連絡調整
- 3 監理責任者は、3年ごとに、主務大臣が適当と認めて告示した機関によって実施される講習を受講する。

### 第9 監理費の徴収 ※別表の提示

- 1 監理費は、団体監理型実習実施者等へあらかじめ用途及び金額を明示した上で徴収します。
- 2 監理費(職業紹介費)は、団体監理型実習実施者等から求人の申込みを受理した時以降に当該団体監理型実習実施者等から、別表の監理費表に基づき申し受けます。その額は、団体監理型実習実施者等と団体監理型技能実習生等との間における雇用関係の成立のあっせんに係る事務に要する費用(募集及び選抜に要する人件費、交通費、外国の送出機関へ支払う費用その他の実費に限る。)の額を超えない額とします。
- 3 監理費(講習費)は、入国前講習に要する費用にあっては入国前講習の開始日以降に、入国後講習に要する費用にあっては入国後講習の開始日以降に、団体監理型実習実施者等から、別表の監理費表に基づき申し受けます。その額は、監理団体が実施する入国前講習及び入国後講習に要する費用(監理団体が支出する施設使用料、講師及び通訳人への謝金、教材費、第一号団体監理型技能実習生に支給する手当その他の実費に限る。)の額を超えない額とします。
- 4 監理費(監査指導費)は、団体監理型技能実習生が団体監理型実習実施者の事業所において業務に従事し始めた時以降一定期間ごとに当該団体監理型実習実施者から、別表の監理費表に基づき申し受けます。その額は、団体監理型技能実習の実施に関する監理に要する費用(団体監理型実習実施者に対する監査及び指導に要する人件費、交通費その他の実費に限る。)の額を超えない額とします。
- 5 監理費(その他諸経費)は、当該費用が必要となった時以降に団体監理型 実習実施者等から、別表の監理費表に基づき申し受けます。その額は、その 他技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する費用(実費に限る。) の額を超えない額とします。

#### 第10 (個人情報の取扱)

本事業所及びその役職員は、正当な理由なく、監理事業に関して知ることができ

た個人情報を漏えいし、または盗用されないように厳重に管理しなければならい。個人情報の取扱の詳細に関しては、別添の個人情報適正管理規程に則るものとする

## 第 11 (帳簿書類)

本事業所は、監理事業に関して、参考様式に従って以下の帳簿書類を作成し、帳簿書類の基

となる技能実習が終了した日から1年間、本事業所に備えて置くものとする。

- ① 実習管理を行う実習実施機関及びその実習監理に係る技能実習生の管理簿
- ② 監理費に係る管理簿
- ③ 団体監理型技能実習に係る雇用関係の成立のあっせんに係る管理簿
- ④ 規則第52条第1号及び第2号の規定による団体監理型技能実習の実施状況の監査に係る書類
- ⑤ 入国前講習及び入国後講習の実施状況を記録した書類
- ⑥ 規則第52条第3号の規定による指導の内容を記録した書類
- (7) 技能実習生から受けた相談の内容及び当該相談への対応を記録した書類
- ⑧ 外部監査の措置を講じている監理団体にあっては規則第30条第6項各号に規定する書類、外部監査の措置を講じていない監理団体にあっては同条第3項に規定する書類
- ⑨ 前各号に掲げるもののほか、法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定 の職種及び作業に係るものになっては、当該特定の職種及び作業に係る事業所 管大臣が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該職種及び作業に特有の事 情に鑑みて告示で定める書類

# 第 12 (禁止事項)

- 1 本事業所は、暴行、脅迫、監禁その他精神または身体の自由を不当に拘束する手段によって、技能実習生の意思に反して技能実習を強制することはない。
- 2 本事業所は、技能実習生等またはその配偶者、直系もしくは同居の親族その他技能実習生等と社会生活において密接な関係を有する者との間で、技能実習に係る契約の不履行について違約金を定め、または損害賠償額を予定する契約をすることはない。

同様に、本事業所は、技能実習生等に技能実習に係る契約に付随して貯蓄の契約をさせ、または技能実習生等との間で貯蓄金を管理する契約をすることもない。 3 本事業所は、技能実習生の旅券または在留カードを本人の希望があっても、保管することはない。また、技能実習生の外出その他の私生活の自由を不当に制限することもない。 4 本事業所は、技能実習生等または実習実施機関等に対し、その申込みの受理、面接、指導、技能実習に関する職業紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切しない。

## 第13 その他

- 1 本事業所は、国及び地方公共団体の機関であって技能実習に関する事務を 所掌するもの、外国人技能実習機構その他関係機関と連携を図りつつ、当該 事業に係る団体監理型実習実施者等又は団体監理型技能実習生等からの苦 情があった場合には、迅速に、適切に対応いたします。
- 2 雇用関係が成立しましたら、団体監理型実習実施者等、団体監理型技能実習生等の両方から本事業所に対して、その報告をしてください。また、技能 実習に関する職業紹介されたにもかかわらず、雇用関係が成立しなかったと きにも同様に報告をしてください。
- 3 本事業所は、団体監理型技能実習生等の方又は団体監理型実習実施者等から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。
- 4 本事業所は、団体監理型技能実習生等又は団体監理型実習実施者等に対し、 その申込みの受理、面接、指導、技能実習に関する職業紹介等の業務につい て、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の 組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切いたしません。
- 5 本事業所の取扱職種の範囲等は、建設の職業(建設躯体工事の職業を除く)です。
- 6 本事業所の業務の運営に関する規定は、以上のとおりですが、本事業所の 業務は、全て技能実習関係法令に基づいて運営されますので、御不審の点は 係員に詳しくお尋ねください。

# 雜 則 第14

この規程に定めのない事項については、理事会の議を経て、理事が別に定める。

## 附則

この規程は、令和5年4月1日から実施する。